

滋賀県  
サステナビリティ・リンク・ボンド  
フレームワーク

滋 賀 県

令和6年(2024年)8月

## 1 はじめに 滋賀県とサステナビリティ・リンク・ファイナンスの概要

### (1) はじめに

滋賀県は、サステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際してサステナビリティ・リンク・ボンドフレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークは、「サステナビリティリンクボンド原則 2020(ICMA)」との適合性に対するオピニオンを株式会社日本格付研究所より取得しております。

### (2) 滋賀県の概要

滋賀県は、本州のほぼ中央に位置する内陸県で、日本で最も大きい湖の琵琶湖を有している普通地方公共団体です。古来より、琵琶湖の水運や地理的特性を背景に奈良・京都・大阪への物資等の供給源・中継地、また畿内と東国・北国とを結ぶ交通の要衝として発展しました。現在においても、かかる交通利便性の高さや豊富な水源により多様な企業の研究開発拠点・生産拠点・物流拠点が集積し、県内総生産に占める製造業の割合は全国1位を誇っております。

琵琶湖を中心とする豊かな自然環境を背景に発展した歴史的経緯から、滋賀県は水質や生態系保全をはじめとする環境の保全を推進しております。1970年代後半の「石けん運動(琵琶湖の淡水赤潮の発生原因の一つであるりんを含む合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動)」に伴う「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(琵琶湖条例)」の施行(1980年)を契機に、早期より環境施策を積極化してきました。「滋賀県環境基本条例」の制定(1996年)、「滋賀県環境総合計画」の策定(1997年)、「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」の策定(2000年)等、県民・行政が一体となって様々な環境課題に取り組んできており、2015年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が「国民的資産」と位置づけられました。SDGs(持続可能な開発目標)の機運が高まる中においては、2017年1月に全国に先駆けてSDGsを県政に取り込むことを宣言、2019年7月にはSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定される等、「環境先進県」として全国的に幅広く認知されております。また、2021年7月1日、「びわ湖の日」40周年の記念すべき日において、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会の実現を目指す目標(ゴール)として、琵琶湖版のSDGsである「マザーレイクゴールズ(MLGs)」が策定され、県民や事業者など多様な主体とともに、その取組を推進しています。

### (3) 環境への取組方針

滋賀県は、SDGs の視点を活用した「滋賀県基本構想」を最上位計画としつつ、環境分野では滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、「第五次滋賀県環境総合計画(2019 年度～2030 年度)」を策定し、複雑化・多様化する環境課題に対して総合的かつ計画的に取り組んでおります。

環境施策のうち地球温暖化対策については、「パリ協定」や「2050 年カーボンニュートラル宣言」等の国内外の動きと協調し、2050 年までに二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を行い(2020 年 1 月)、県民・事業者等の多様な主体と連携しながら各種施策を推進しています。2022 年 3 月には、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に全面改正するとともに、地球温暖化対策推進法第 21 条および気候変動適応法第 12 条、同条例第 8 条に基づき、「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しました。本計画では、従来からのエネルギー消費量の削減と再生可能エネルギーの導入を更に拡大するとともに、「環境・経済・社会のバランスがとれた持続可能な滋賀の実現」等の視点も取り入れることで、地域や産業の持続的な発展にもつながる「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会」の実現を目指しております。また、2050 年までの「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」に加え、2030 年度時点の中期目標として「2013 年度比で温室効果ガス排出量の 50%削減」を掲げております。

上記環境計画の推進および目標達成に向け、「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」策定に併せて「CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO<sub>2</sub>ネットゼロ・オフィス滋賀)」を策定しました。本計画においては、行政機関であり且つ大規模な事業者・消費者の立場として、県庁が率先してCO<sub>2</sub>ネットゼロに配慮した行動を実施するべく、上記中期目標を実質的に上回る「2030 年度に 2014 年度比で温室効果ガス排出量を 50%削減」を目標に設定しています。本計画に基づき、率先して資源・エネルギーの使用の合理化や廃棄物の発生抑制等の取組を進め、県民・事業者等の模範となる行動を示すことで、県内全体の温室効果ガス削減にかかる取組を加速させ、2030 年の中期目標の達成、および 2050 年のCO<sub>2</sub>ネットゼロに繋げてまいります。

#### 【第五次滋賀県環境総合計画】

持続可能な社会の実現に向け、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標に設定しつつ、「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の3つの視点を踏まえ、4つの施策の柱の下、10の分野ごとに施策の方向性を定めて環境政策を展開しております。

①琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

琵琶湖の保全再生・活用

生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮

②気候変動への対応・環境負荷の低減

気候変動

環境リスク

循環型社会

③持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

環境学習

環境とのつながり・関わり

環境インフラ等

調査研究・技術開発

④国際的な協調と協力

国際的な協調と協力

【滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画】

2050年の「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」を目指し、従来の「温暖化対策」と「エネルギー政策」を一体的且つ効果的・効率的に進めています。計画の推進にあたっては、以下8つの取組方針を掲げており、県庁だけでなく、県民や事業者、各種団体も自主的・積極的に取組を進める指針として活用することを企図しております。

①CO<sub>2</sub>ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換

②自然環境と調和するCO<sub>2</sub>を排出しない地域づくり

- ③新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出
- ④資源の地域内循環による地域の活性化
- ⑤革新的なイノベーションの創出
- ⑥CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出
- ⑦気候変動への適応
- ⑧県における率先実施

**【CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO<sub>2</sub>ネットゼロ・オフィス滋賀)】**

滋賀県では、1998年4月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定し、環境に配慮した行動を率先してまいりました。温室効果ガス削減を巡る国内外の動向の変化や、滋賀県の「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」を踏まえ、2022年3月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を改定し、「CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画」を策定しました。「2030年度に2014年度比で温室効果ガス排出量を50%削減」を計画目標に据え、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第15条に基づき、以下の6つの取組を率先して実施します。

- ①省エネルギーの推進
- ②自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ③再生可能エネルギーの利用推進
- ④環境物品等の調達推進
- ⑤3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進およびその他資源の有効利用
- ⑥その他温室効果ガスの排出削減等の取組推進

#### (4) サステナビリティ・リンク・ボンドの発行目的

近年、国内外では豪雨・熱波といった地球温暖化に起因する異常気象が増加しており、滋賀県内においても琵琶湖一部にて全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じる等、気候変動の影響と考えられる現象が既に出現しつつあります。

滋賀県は、従前より環境先進県として全国に先立つ環境施策を県民・事業者とともに取り組んでまいりましたが、上記の通り顕在化する様々な気候変動に適応すべく、世界および我が国の脱炭素化の動きとも足並みを揃え、2022年3月に温室効果ガス排出削減目標を大幅に見直し、2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、温室効果ガス削減にかかる取組をより一層強化して取り組んでおります。

かかるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに向けた施策を推進するための資金調達の一環、および滋賀県が標榜する環境目標へのコミットメントとして、サステナビリティ・リンク・ボンドの発行による資金調達を行います。サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体が事前に設定した環境目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券（以下、「本債券」）です。

【滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画】および【CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画（CO<sub>2</sub>ネットゼロ・オフィス滋賀）】を踏まえ、本債券の発行を通じて滋賀県が率先して温室効果ガス削減に取り組む姿勢を示すことで県内全体のCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた機運を高め、県民・事業者等の多様な主体とともにCO<sub>2</sub>排出量の実質ゼロを実現するとともに、かかる取組を全国に伝播してまいります。

## 2 KPI の選定

本債券においては以下の KPI を使用します。

- **KPI: 温室効果ガス排出量の削減**

滋賀県では、温室効果ガスの削減に向けた取組指針として、「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しており、2050 年の「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」の実現に向け、2030 年度時点の中期目標に「2013 年度比で温室効果ガス排出量の 50%削減」を掲げております。上記の KPI は、滋賀県が推進する環境施策の政策効果を計測するうえでの適切な指標となります。

なお上記で言及する温室効果ガスは、(1)二酸化炭素、(2)メタン、(3)一酸化二窒素、(4)ハイドロフルオロカーボン類、(5)パーフルオロカーボン類、(6)六ふっ化硫黄、(7)三ふっ化窒素を指します。

## 3 SPT の測定

本債券においては以下の SPT を使用します。

- **SPT: 県庁にて、2030 年度に 2014 年度比で温室効果ガス排出量 50%削減**

上記の通り、「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」において、2030 年度時点の中期目標を「2013 年度比で温室効果ガス排出量の 50%削減」としてありますが、当該目標を 2014 年基準として且つ吸収量を除いた場合には、2030 年度時点で「2014 年度比で温室効果ガス排出量の 46%削減」と同義になります。

県庁は県民・事業者等の模範となるべき立場であり、率先してCO<sub>2</sub>ネットゼロに取り組む観点から、上記を上回る目標として「県庁にて、2030 年度に 2014 年度比で温室効果ガス排出量 50%削減」を SPT に設定します。滋賀県は、環境先進県として従前より県庁率先行動を推進しており、2014 年度から 2020 年度にかけて、県庁における温室効果ガス排出量を約 22%削減しております。目標達成に向け、今後も、新築・更新施設における原則 ZEB Ready

化や次世代自動車等の率先導入、再生可能エネルギーの利活用等の取組を推進していきます。

なお、SPT 計測の対象とする範囲・温室効果ガスの種類は以下の通りです。

a) SPT 計測の対象とする範囲

(ア) 対象範囲

県が実施する全ての事務および事業

(イ) 対象機関

県の全ての機関(知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会、各行政委員会事務局等、警察本部等)。指定管理者が管理する施設(職員寮、県営住宅を除く)も含まれます。

b) SPT 計測の対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められる 7 種類の温室効果ガスのうち、県の事務事業に関して発生することが想定されない 3 種類のガス(パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)を除く 4 種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン)を対象とします。

## 4 債券の特性

### 対象となる本債券

債券名	年限	償還予定
滋賀県第1回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債	10年	2032年
滋賀県第2回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債	10年	2033年
滋賀県第3回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債	10年	2034年

2022年3月に策定したフレームワークに、新たな債券を追加しました。使用する KPI、SPT ならびに債券の特性は 2022年3月に策定したフレームワークのものから変更はありません。



2030年度の温室効果ガス排出量(県庁分)は、2032年3月迄に計測予定であり、滋賀県第1回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債、滋賀県第2回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債および滋賀県第3回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債の償還予定日迄にその計測が可能であることから、当該タイミングにおいて各債券のSPTの達成状況を判定します。

SPTを達成できなかった場合には、滋賀県が設ける基金のうち、温室効果ガスの削減に資する事業の財源となる基金に対して、債券発行額の0.1%相当額を追加拠出します。追加拠出する基金の候補として、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金等を想定しておりますが、判定日時点の基金設置状況、環境関連事業の実施状況等を踏まえて、知事が拠出対象先を選定・決定することになります。

## 5 レポーティング

SPTで掲げる指標の各年度末時点における評価結果について、本債券が償還されるまでの間、滋賀県のウェブサイトにて年次で継続的に開示を実施します。また、SPTの判定結果のレポーティングは各債券の償還予定日迄に滋賀県のウェブサイトでの開示を予定していません。

## 6 検証

滋賀県は本債券が償還されるまでの間、年次でSPTの進捗状況について第三者機関による検証を取得し、その評価結果を公表する予定です。また各債券の償還予定日迄に、SPTの達成状況について第三者機関による検証を行い、その検証結果を滋賀県のウェブサイトにて公表する予定となっております。

## 参考資料

- I.サステナビリティリンクボンド原則(ICMA、2020)
- II.第五次滋賀県環境総合計画(滋賀県、2019)
- III.滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画(滋賀県、2021)
- IV.CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO<sub>2</sub>ネットゼロ・オフィス滋賀)(滋賀県、2021)